

障害者に対する公的医療費助成制度の充実を求める意見書

重度障害者の医療費については、すべての都道府県において自己負担分に対する助成が行われている。しかし、平成18年4月の障害者自立支援法施行により育成医療、更生医療、精神通院医療が自立支援医療に移行し、原則1割の利用者負担が導入され、地方財政が厳しさを増す中、各自治体の医療費助成制度においても、自己負担の導入・拡大、所得制限の導入といった制度の後退が懸念される。

また、自立支援医療に係る市町村民税非課税世帯の利用者負担は、他の福祉サービスが無料となっているにもかかわらず、いまだに有料のままである。更に、育成医療の軽減措置は3年ごとの経過措置であり、また、更生医療については費用が高額な治療を長期にわたり継続する場合でなければ軽減されないため、早急に改善すべきである。

よって、国会及び政府におかれては、障害者に対する公的医療費助成制度を充実させるため、次の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が実施している重度障害者に対する医療費助成制度について財政支援を行うこと。また、将来的には国の制度とすること。
- 2 自立支援医療における市町村民税非課税世帯の利用者負担を早急に無料とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月19日

富山県入善町議会